

しゃかいふくしほうじん
社会福祉法人 ころの窓

あお とり
青い鳥
うんえいきてい
運営規程

しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ もと あお とり せいかつかいご
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく青い鳥（生活介護、

しゅうろうけいぞくしえん がた うんえいきてい
就労継続支援B型）運営規程

じぎょう もくてき （事業の目的）

だい じょう しゃかいふくしほうじん まど い か じぎょうしゃ せっち あお とり い か じぎょうしょ
第1条 社会福祉法人こころの窓（以下「事業者」という。）が設置する青い鳥（以下「事業所」

という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「指定生活介護」

という。）及び就労継続支援B型（以下「指定就労継続支援B型」という。）の適正な運営

を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護及び指定

就労継続支援B型（以下「指定生活介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、

利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護

等の提供を確保することを目的とする。

うんえい ほうしん （運営の方針）

だい じょう せいせいかつかいご じっし あ じぎょうしょ りょうしゃ じりつ にちじょうせいかつまた しゃかい
第2条 指定生活介護の実施に当たって、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会

生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動

の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定就労継続支援B型の実施に当たっては、事業所は、利用者が自立した日常生活又

は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他

の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を

てきせつ こうかてき おこな
適切かつ効果的に行うものとする。

3 指定生活介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する

市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設

その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事

業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

4 前四項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成

17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的

に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に

関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容のほかその他関係法令等を

遵守し、事業を実施するものとする。

じぎょうしょ めいしょうなど
(事業所の名称等)

第3条 指定生活介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 青い鳥

(2) 所在地 大阪府堺市東区日置荘西町8丁1番1号

(3) 連絡先 TEL 072-286-2260 FAX 072-286-2268

しよくいん しよくしゆ いんすうおよ しよくむ ないよう
(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (非常勤職員、サービス管理責任者兼務)

管理者は、職員の管理、サービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況

の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定

生活介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を

行う。

(2) サービス管理責任者 4名以上 (うち1名以上は常勤、うち1名は管理者兼務)

指定生活介護：常勤職員 4名以上 (うち1名以上は常勤)

指定就労継続支援B型：常勤職員 2名以上 (うち1名以上は常勤)

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

(ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活

全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握 (以下「ア

セスメント」という。) を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができる

ように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定生活

介護等以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、

利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させる

ための課題、指定生活介護等の目標及びその達成時期、指定生活介護等を提供

する上での留意事項等 (以下、提供するサービスが指定生活介護にあつては

「生活介護計画」、提供するサービスが指定就労継続支援B型にあっては

「就労継続支援B型計画」という。)を記載した生活介護計画及び就労継続支援

B型計画の原案を作成すること。

(ウ) 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意

を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面(以下「生活介護計画書」と

いう。)を利用者に交付すること。

(エ) 就労継続支援B型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により

利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援B型計画を記載した書面(以下

「就労継続支援B型計画書」という。)を利用者に交付すること。

(オ) 生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握(利用者についての

継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、

少なくとも6ヶ月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活

介護計画を変更すること。

(カ) 就労継続支援B型計画作成後、就労継続支援B型計画のモニタリングを行う

とともに、少なくとも6ヶ月に1回以上、就労継続支援B型計画の見直しを行い、

必要に応じて就労継続支援B型計画を変更すること。

(キ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等に

より、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等

りようじょうきょうとう はあく
の利用状況等を把握すること。

りようしゃ しんしん じょうきょう お かんきょうとう て りようしゃ じりつ にちじょう
(ク) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常

せいかつ いとな ていきてき けんとう じりつ にちじょうせいかつ
生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を

いとな みと りようしゃ たい ひつよう しえん おこな
営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

た しよくいん たい ぎじゆつしどう およ じよげん おこな
(ケ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

ちょうりいん めいいじょう けんむ めい
(3) 調理員 1名以上 (兼務1名)

ちょうりいん ちょうりおよ ちょうり かん ちゅうぼうぎょうむ おこな
調理員は、調理及び調理に関する厨房業務を行う。

じむしよくいん めいいじょう けんむ めい
(4) 事務職員 1名以上 (兼務1名)

じむしよくいん ひつよう じむ おこな
事務職員は、必要な事務を行う。

じぎょうしょ ぜんこういがい しよくいん しよくしゅ いんすうおよ しょくむ ないよう つぎ
2 事業所における前項以外の職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

していせいかつかいご
(1) 指定生活介護

いし めいいじょう けんむ めい
(ア) 医師 1名以上 (兼務1名)

いし りようしゃ たい にちじょうせいかつじょう けんこうかんりおよ りょうじょう じどう おこな
医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

かんごしよくいん めいいじょう
(イ) 看護職員 2名以上

だい たんい めいいじょう けんむ めい
第1単位：1名以上 (兼務1名)

だい たんい めいいじょう せんじゅう めい
第2単位：1名以上 (専従1名)

だい たんい めいいじょう けんむ めい
第3単位：1名以上 (兼務1名)

かんごしよくいん いし じどう りようしゃ たい にちじょうせいかつじょう けんこうかんりおよび
看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び

りょうようじょう しどう おこな
療養上の指導を行う。

(ウ) 生活支援員 30名以上 (3名以上は常勤かつ専従)

※常勤職員のうち1名以上 (1名以上は常勤かつ専従) は強度行動障がい

しえんしゃようせいけんしゅう きそけんしゅう じっせんけんしゅう けんしゅうしゅうりょうしゃ めいいじょう めいいじょう
支援者養成研修【基礎研修】【実践研修】研修修了者、1名以上 (1名以上

は常勤かつ専従) は強度行動障がい支援者養成研修【基礎研修】研修

しゅうりょうしゃ
修了者

だい たんい めいいじょう めいいじょう じょうきん せんじゅう
第1単位：8名以上 (1名以上は常勤かつ専従)

だい たんい めいいじょう めいいじょう じょうきん せんじゅう
第2単位：17名以上 (1名以上は常勤かつ専従)

だい たんい めいいじょう めいいじょう じょうきん せんじゅう
第3単位：10名以上 (1名以上は常勤かつ専従)

せいかつしえんいん りょうしゃ じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな
生活支援員は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができ

るよう、入浴、排泄及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供

おこな
を行う。

(2) 指定就労継続支援B型

(ア) 職業指導員 1名以上

しよくぎょうしどういん りょうしゃ じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな
職業指導員は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができ

るよう、生産活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の

こうじょう ひつよう くんれん おこな
向上のために必要な訓練を行う。

(イ) 生活支援員 2名以上 (1名以上は常勤かつ専従)

せいかつしえんいん りようしゃ じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな
生活支援員は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる

はいせつおよ しょくじ かいご そうさくてきかつどうまた せいさんかつどう きかい ていきょう おこな
よう、排泄及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行う。

もくひょうこうちんたっせいしどういん めいいじょう
(ウ) 目標工賃達成指導員 1名以上

こうちんひきあ けいかく もと もくひょうこうちんたっせい む せいさんせい たか しえん おこな
工賃引上げ計画に基づき、目標工賃達成に向けて生産性を高める支援を行う。

えいぎょうび およ えいぎょうじかん
(営業日及び営業時間)

だいじょう じぎょうしょ えいぎょうび およ えいぎょうじかんなら ていきょうび およ ていきょうじかん
第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、

つき
次のとおりとする。

えいぎょうび
(1) 営業日

していせいかつかいご
(ア) 指定生活介護

げつようび どうようび
月曜日から土曜日までとする。

していしゅうろうけいぞくしえん がた
(イ) 指定就労継続支援B型

げつようび どうようび こくみん しゅくじつ がつ にち がつ
月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月

にち がつ にち がつ にち のぞ
15日、12月30日から1月3日までを除く。

えいぎょうじかん ごぜん じ ごご じ ふん
(2) 営業時間 午前9時から午後4時30分までとする。

ていきょうび げつようび どうようび
(3) サービス提供日 月曜日から土曜日までとする。

していせいかつかいご
(ア) 指定生活介護

げつようび どうようび
月曜日から土曜日までとする。

していしゅうろうけいぞくしえん がた
(イ) 指定就労継続支援B型

げつようび どようび こくみん しゅくじつ にち がつ
月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月

にち がつ にち 1がつ3にち のぞく
15日、12月30日から1月3日までを除く。

(4) サービス提供時間 午前9時15分から午後3時45分までとする。

りようていいん
(利用定員)

だい じょう じぎょうしょ りようていいん つぎ
第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

していせいかつかいご めい
(1) 指定生活介護 80名

だい たんい めい
(ア) 第1単位：20名

だい たんい めい
(イ) 第2単位：40名

だい たんい めい
(ウ) 第3単位：20名

していしゅうろうけいぞくしえん がた めい
(2) 指定就労継続支援B型 20名

しゅ たいしょうしゃ
(主たる対象者)

だい じょう じぎょうしょ ていきょう しゅ たいしょうしゃ つぎ
第7条 事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

していせいかつかいご
(1) 指定生活介護

ちてきしょうがいしゃ さいみまん もの のぞ
(ア) 知的障害者 (18歳未満の者を除く)

せいしんしょうがいしゃ さいみまん もの のぞ
(イ) 精神障害者 (18歳未満の者を除く)

していしゅうろうけいぞくしえん がた
(2) 指定就労継続支援B型

しんたいしょうがいしゃ さいみまん もの のぞ
(ア) 身体障害者 (18歳未満の者を除く)

(イ) 知的障害者（18歳未満の者を除く）

(ウ) 精神障害者（18歳未満の者を除く）

(サービスの内容)

第8条 事業所で行う指定生活介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護

(ア) 生活介護計画の作成

(イ) 食事の提供

(ウ) 入浴又は清拭

(エ) 身体等の介護

(オ) 生産活動（線香商品関係、自転車部品関係、リサイクル作業、清掃作業、等）

(カ) 創作的活動（アイロンビーズ、ぬり絵、季節行事に合わせた飾り物制作、等）

(キ) 生活相談

(ク) 健康管理

(ケ) 訪問支援

(コ) 送迎サービス

(サ) 研修旅行（日帰り・一泊）

(シ) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(イ) から (サ) に附帯する離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な

かいご しえん そうだん じよげん
介護、支援、相談、助言。

(2) していしゅうろうけいぞくしえん がた
指定就労継続支援B型

しゅうろうけいぞくしえん がたけいかく さくせい
(ア) 就労継続支援B型計画の作成

しょくじ ていきょう
(イ) 食事の提供

しんたいとう かいご
(ウ) 身体等の介護

しゅうろう ひつよう ちしき のうりよく こうじょう くんれん ひがえ およ しゆくはく ともな けんしゅう
(エ) 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練(日帰り及び宿泊を伴う研修

りょこう ふく
旅行も含む)

しゅうろう きかい ていきょうおよ せいさんかつどう せいかさぎょう きゅうしょくはいぜんさぎょう せいそうさぎょう など
(オ) 就労の機会の提供及び生産活動(製菓作業、給食配膳作業、清掃作業、等)

じっしゅうさきぎょうとう しょうかい
(カ) 実習先企業等の紹介

きゅうしょくかつどうしえん
(キ) 求職活動支援

しょくばていちゃくしえん
(ク) 職場定着支援

せいかつそうだん
(ケ) 生活相談

けんこうかんり
(コ) 健康管理

ほうもんしえん
(サ) 訪問支援

そうげい
(シ) 送迎サービス

しせつがいしゅうろう
(ス) 施設外就労

ぜんかくごう かか べんぎ ふたい べんぎ
(セ) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(イ) から (ス) にふたい たひつよう かいご くんれん しえん そうだん じよげん
附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

りようしゃ じゅりよう ひよう がくと
(利用者から受領する費用の額等)

だい じょう していせいかつかいごとう ていきよう さい りようしゃ とうがいしていせいかつかいごとう かかわ りようしゃ
第9条 指定生活介護等を提供した際には、利用者から当該指定生活介護等に係る利用者

ふたながく しはらい う
負担額の支払を受けるものとする。

2 ほうていだいりじゅりよう おこな していせいかつかいごとう ていきよう さい りようしゃ ほうだい じょう
法定代理受領を行わない指定生活介護等を提供した際は、利用者から法第29条

だい こう きてい さんてい かいごきゆうふひまた くんれんなどきゆうふひ がく ぶん じょう
第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額に90分の100を乗じて

え がく しはらい う ばあい ていきよう していせいかつかいごなど ないよう ひよう
得た額の支払を受けるものとする。この場合、提供した指定生活介護等の内容、費用の

がく たひつよう みと じこう きさい ていきようしょうめいしょ りようしゃ たい こうふ
額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付

するものとする。

していせいかつかいごりようりょうきん じひよう
指定生活介護利用料金は、次表のとおりです。

	くぶん 区分6	くぶん 区分5	くぶん 区分4	くぶん 区分3	くぶん 区分2以下
りようりょう 利用料	10,505円 ^{えん}	7,833円 ^{えん}	5,406円 ^{えん}	4,844円 ^{えん}	4,357円 ^{えん}
りようしゃふたながく 利用者負担額	1,050円 ^{えん}	783円 ^{えん}	540円 ^{えん}	484円 ^{えん}	435円 ^{えん}

※6.5時間のサービス提供時間での料金です。それ以外のサービス提供時間での料金についてはお問合せ下さい。

していしゅうろうけいぞくしえん がたりようりょうきん じひよう
指定就労継続支援B型利用料金は、次表のとおりです。

	りよう にち きんがく 利用1日あたりの金額
りようりょう 利用料	6,042円 ^{えん}
りようしゃふたながく 利用者負担額	604円 ^{えん}

その他、事業所がとった対応の内容により、料金が加算されます。

3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1) 事業所で行う指定生活介護

(ア) 入浴サービスに係る光熱水費 1回につき300円

(イ) 日用品費の実費

(ウ) 食事の提供に係る費用

昼食 1食につき600円（うち食材料費380円）

ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

施行令（平成18年政令第10号。以下、「令」という。）第17条第1項第2号から

第4号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、

上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事

提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(エ) 送迎サービスの提供に係る費用 通常の事業の実施地域範囲内は無料、

但し、通常の実施地域外への送迎サービスについては、燃料費のみの実費負担

として片道1回につき100円（1ヶ月の負担額上限は3,000円）

(オ) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その

利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

(2) 事業所で行う指定就労継続支援B型

(ア) 食事の提供に係る費用

昼食 1食につき600円（うち食材料費380円）

ただし、令第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等に

対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る

人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払い

を受けるものとする。（従たる事業所「あおいとりのおかし」についても食事提供加算の支払いはうけることとする。）

(イ) 日用品費の実費

(ウ) 送迎サービスの提供に係る費用 片道1回につき100円

（1ヶ月の負担額上限は3,000円）

(エ) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その

利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該

サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、

当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

（通常事業の実施地域）

だい じょう じぎょうしょ つうじょう じぎょう じっしちいき さかいしきたく ひがしく みはらく ぜんいき
第10条 事業所における通常の事業の実施地域は堺市北区、東区、美原区の全域とする。

こうちん しはらいなど
(工賃の支払等)

だい じょう じぎょうしょ じぎょうしょ していせいかつかいごとう りようしゃ せいさんかつどう じゅうじ ばあい
第11条 事業所は、事業所における指定生活介護等の利用者が生産活動に従事した場合

べつ さだ こうちんしはらいきてい もと せいさんかつどう かかるじぎょう しゅうにゆう せいさんかつどう かかる
は、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る

じぎょう ひつよう けいひ こうじょ がく そうとう きんがく こうちん しはら
事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

ぜんこう ばあい しゅうろうけいぞくしえん がた がつ こうちん へいきんがく
2 前項の場合において、就労継続支援B型については、1月あたりの工賃の平均額は、

ぜんえん したまわ
3千円を下回らないものとする。

りよう あ りゅういじこう
(サービス利用に当たっての留意事項)

だい じょう りようしゃ りよう あ つぎ きてい ないよう りゅうい
第12条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

じぎょうしょない じゅんしゆ
(1) 事業所内でのルールは遵守すること。

りようしゃふたんがくとう かかわ かんり
(利用者負担額等に係る管理)

だい じょう じぎょうしゃ りようしゃ いらい う りようしゃ どういつ つき していしょうがいふくし
第13条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス

およ していせいせつしえん い か していしょうがいふくし など う りようしゃ
及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、利用者

とうがどういつ つき う けたしていしょうがいふくし など よう ひょう とくていひょう のぞ がく
が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額

ほうだい じょうだい こう きてい さんてい かいごきゆうふひまた くんれんなどきゆうふひ がく こうじょ
から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除

がく さんてい ばあい りようしゃふたんがくとうごうけいがく れいだい じょう
した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第17条

だい こう きてい ふたんじょうげんげつがく また れいだい じょうだい こう きてい こうがくしょうがいふくし
第1項に規定する負担上限月額、又は令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービ

ひさんていきじゆんがく こ していしょうがいふくし どう じょうきょう かくにん うえ りょうしゃ
ス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者

ふたながとうごうけいがく しちょうそん ほうこく りょうしゃおよ していしょうがいふくし どう
負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を

ていきょう していしょうがいふくし じぎょうしゃおよ していしょうがいしゃしえんしせつ つうち
提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

きんきゆう じどう たいおうほうほう
(緊急時等における対応方法)

だい じょう げん していせいかつかいごとう ていきょう おこな りょうしゃ びょうじょう きゅうへん
第14条 現に指定生活介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が

しょう ばあい たひつよう ばあい すみ きょうりょくいりょうきかんまた りょうしゃ しゅじい い か
生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下

きょうりょくいりょうきかんなど れんらく おこな など ひつよう そち こう かんりしゃ
「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者

ほうこく
に報告するものとする。

きょうりょくいりょうきかんとう れんらくなど こんなん ばあい た いりょうきかん れんらく おこな など ひつよう
2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要

そち こう
な措置を講ずるものとする。

していせいかつかいごとう ていきょう じ こ はっせい ただ りょうしゃ かか しょうがいふくし
3 指定生活介護等の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉

じぎょうしゃとう れんらく ひつよう そち こう
サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

していせいかつかいごとう ていきょう ばいしょう じ こ はっせい すみ せんがい
4 指定生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を

ばいしょう
賠償するものとする。

ひじょうさいがいたいさく
(非常災害対策)

だい じょう じぎょうしょ ひじょうさいがい かん ぐたいてきけいかく た ひじょうさいがい じ かんけいきかん つうほう
第15条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報

およ れんらくたいせい せいび ていきてき じゅうぎょうしゃ しゅうち ていきてき ひなん
及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、

きゆうしゆつ た ひつよう くれん おこな
救出その他必要な訓練を行うものとする。

くじょうしより (苦情処理)

だい じょう ていきよう していせいかつかいごとう かん りようしゃおよ かぞく い か りようしゃなど
第16条 提供した指定生活介護等に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」とい
う。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置
するものとする。

2 ていきよう していせいかつかいごとう かん ほうだい じょうだい こう きてい しちょうそん ほう
提供した指定生活介護等に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法

だい じょうだい こう きてい おおさかふち じまた しちょうそんちょう おこな ほうこくも ぶんしょ た
第48条第1項の規定により大阪府知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の

ぶつけん ていしゆつも ていじ めいれい また とうがいしよくいん しつもんも じぎょうしょ せつびも
物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しく

ちようぼしよるい た ぶつけん けんさ おう およ りようしゃなど くじょう かん しちょうそんまた
は帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は、

おおさかふち じ およ しちょうそんちょう おこな ちようさ きようりよく しちょうそんまた おおさかふち じ およ
大阪府知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、大阪府知事及び

しちょうそんちょう しどうまた じよげん う ばあい とうがいしどうまた じよげん したが ひつよう かいぜん
市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を

おこな
行うものとする。

3 しゃかいふくしほう しょうわ ねんほうりつだい ごう だい じょう きてい うんえいてきせいかいいんかい どうほう
社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法

だい じょう きてい おこな ちようさまた かぎ きようりよく
第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

こじんじようほう ほご (個人情報保護)

だい じょう じぎょうしょ ぎようむじようし え りようしゃおよ かぞく こじんじようほう
第17条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、

こじんじようほう ほご かん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう た かんけいほうれいとう じゆんしゆ てきせい
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正

と あつか
に取り扱うものとする。

(2) 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

(3) 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(4) 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供
する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第18条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、

従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(4) 苦情解決体制を整備すること。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、成年後見制度の利用支援のため必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（身体拘束等の禁止）

だい じょう じぎょうしょ ていきょう あ りようしゃまた た りようしゃ せいめいまた しんたい
第19条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体

ほ ご きんきゆう え ばあい のぞ しんたいできこうそく ほかりようしゃ こうどう せいげん
を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限す

こうい い か しんたいこうそくなど
る行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

ぜんこう さだ しんたいこうそくなど きんし きじゆんしょうれいだい じょう きてい
2 前項に定めるもののほか、身体拘束等の禁止については、基準省令第35条の2の規定
によるものとする。

ぎょうむけいぞくけいかく さくていとう
(業務継続計画の策定等)

だい じょう じぎょうしょ かんせんしょう ひじょうさいがい はっせいじ りようしゃ たい
第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの

ていきょう けいぞくてき じっし およびひじょうじ たいせい そうき ぎょうむさいかい はかる けいかく
提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

い か ぎょうむけいぞくけいかく さくてい どうがいぎょうむけいぞくけいかく したが ひつよう そち こう
(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる

ものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及

び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更

を行うものとする。

かんせんしょう よぼうおよ えん ぼうし そち
(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

だい じょう じぎょうしょ かんせんしょうまた しよくちゆうどく はっせい また えん つぎ
第21条 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次

のに掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討す

る委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的

に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるもの

とし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後2カ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定生活介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定生活介護等を提供した日から5年間保存するものとする。

4 事業所は、指定生活介護等の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う

連絡調整に、できる限り協力するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との

きょうぎ もと さだ
協議に基づいて定めるものとする。

ふ そく
附 則

- 1 この規程は、平成20年3月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成20年12月15日から施行する。
- 3 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成22年3月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成24年9月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成26年1月1日から施行する。
- 9 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 10 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 11 この規程は、平成29年2月1日から施行する。
- 12 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 13 この規程は、平成30年6月1日から施行する。
- 14 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 15 この規程は、令和2年3月1日から施行する。
- 16 この規程は、令和2年5月1日から施行する。

17 この規程は 令和2年8月1日から施行する。

18 この規程は 令和3年8月1日から施行する。

19 この規程は 令和4年4月1日から施行する。

20 この規程は 令和4年9月1日から施行する。

21 この規程は 令和5年4月1日から施行する。

22 この規程は 令和6年4月1日から施行する。

23 この規程は 令和6年7月1日から施行する。

23 この規程は 令和6年9月1日から施行する。

24 この規程は 令和6年12月1日から施行する。

25 この規程は 令和7年4月1日から施行する。

26 この規程は 令和7年8月1日から施行する。